○厚生労働省告示第百十六号

特例インドネシア人看護師候補者及び特例インドネシア人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十三年厚生労働省告示第百九十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三十日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第一の一を次のように改める。

一　目的

この指針は、平成二十年度から平成二十五年度までにインドネシア人看護師候補者として入国した者及び平成二十年度から平成二十四年度までにインドネシア人介護福祉士候補者として入国した者が、「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件」（平成二十三年法務省告示第三百六十七号。以下「法務省告示」という。）の特例による許可を受け、また、当該許可を受けて在留を継続するに当たり、特例インドネシア人看護師候補者等の研修としての就労を適切に実施する等の観点から求められる基本的事項を明らかにすることにより、円滑かつ適正な在留管理の下で、特例受入れ施設における適正な雇用管理、適切な研修の実施等を確保し、もって平成二十三年度から平成二十八年度までに実施される看護師国家試験又は平成二十四年度から平成二十八年度までに実施される介護福祉士国家試験の合格を目指す特例インドネシア人看護師候補者等が看護師の資格（保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）に基づく看護師の資格をいう。以下同じ。）又は介護福祉士の資格（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）に基づく介護福祉士の資格をいう。以下同じ。）の取得に必要な知識及び技術の修得を図ることを目的とする。

第一の二中「14まで」を「16まで」に改め、同2中「及び特例インドネシア人第五陣看護師候補者」を「、特例インドネシア人第五陣看護師候補者及び特例インドネシア人第六陣看護師候補者」に改め、同3中「及び特例インドネシア人第四陣介護福祉士候補者」を「、特例インドネシア人第四陣介護福祉士候補者及び特例インドネシア人第五陣介護福祉士候補者」に改め、同14中「第二の一の1の(1)のイ（同(2)から同(5)までにおいて準用する場合を含む。）」を「第二の一の1の(1)のイ（同(2)から同(4)までにおいて準用する場合を含む。）」を「第二の二の1の(1)」に改め、同14を同16とし、同13を同15とし、同12を同13とし、同13の次に次のように加える。

14　特例インドネシア人第五陣介護福祉士候補者　平成二十四年度にインドネシア人介護福祉士候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。

第一の二の11を同12とし、同10を同11とし、同9を同10とし、同8の次に次のように加える。

9　特例インドネシア人第六陣看護師候補者　平成二十五年度にインドネシア人看護師候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。

第一の三の1及び2を次のように改める。

1　特例インドネシア人看護師候補者の責務

特例インドネシア人看護師候補者は、特例受入れ機関の指導に従い、看護師の資格の取得に必要な知識及び技術の修得に精励し、別表第一の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年度に実施される看護師国家試験の合格を目指して取り組むものとする。

2　特例インドネシア人介護福祉士候補者の責務

特例インドネシア人介護福祉士候補者は、特例受入れ機関の指導に従い、介護福祉士の資格の取得に必要な知識及び技術の修得に精励し、別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年度に実施される介護福祉士国家試験の合格を目指して取り組むものとする。

第一の三の3中「平成二十三年度から平成二十七年度までに実施される看護師国家試験又は平成二十四年度から平成二十七年度までに実施される介護福祉士国家試験」を「、別表第一又は別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれこれらの別表の下欄に掲げる年度に実施される看護師国家試験又は介護福祉士国家試験」に改める。

第二の一を次のように改める。

1　特例インドネシア人看護師候補者の要件

特例インドネシア人看護師候補者は、研修としての就労を適切に実施する等の観点から、次の(1)から(3)までに掲げる要件を満たさなければならない。

(1)　経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定（以下「日インドネシア協定」という。）附属書十第一編第六節1の規定に基づき受入れ調整機関に紹介を受けた機関（特例インドネシア人看護師候補者が更に法務省告示の特例による許可を受ける場合にあっては、受入れ調整機関に紹介を受けた機関）との労働契約に基づいて、次のイ及びロの活動に従事する者であること。

イ　法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けてから、別表第一の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年度に実施される看護師国家試験まで継続して行われる看護師の監督の下での研修を通じた病院における当該看護師国家試験の合格のために必要な知識及び技術の修得

ロ　イの活動後、看護師の監督の下での研修を通じた病院における必要な知識及び技術の修得

(2)　第一の三の1の責務にのっとり、3の(1)の看護研修改善計画に基づく研修に取り組むとの意思を誓約する署名を行った者であること。

(3)　別表第一の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年度の前年度に実施された看護師国家試験において不合格であり、かつ、その得点が、当該試験の合格点に一定の割合を乗じて得た点数として外務省から厚生労働省に対して通知のあった基準に相当する得点以上の者であること。

第二の一の2の(1)を次のように改める。

(1)　協定指針第二の一の3（同(1)から(7)までに係る部分に限る。）の規定を特例受入れ施設について準用する場合に当該特例受入れ施設に係る要件を満たしていること。この場合において、協定指針第二の一の3中「インドネシア人看護師候補者が」とあるのは「特例インドネシア人看護師候補者が」と、協定指針第二の一の3の(4)中「4の(1)の看護研修計画」とあるのは「特例インドネシア人看護師候補者及び特例インドネシア人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十三年厚生労働省告示第百九十二号。以下「特例インドネシア人看護師候補者等指針」という。）第二の一の3の(1)の看護研修改善計画」と、協定指針第二の一の3の(7)中「特例インドネシア人看護師候補者及び特例インドネシア人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十三年厚生労働省告示第百九十二号。以下「特例インドネシア人看護師候補者等指針」という。）」とあるのは「特例インドネシア人看護師候補者等指針」と読み替えるものとする。

第二の一の2の(2)中「3の看護研修改善計画」を「3の(1)の看護研修改善計画」に改める。

第二の一の3中「1の(1)（同(2)から同(5)までにおいて準用する場合を含む。）」を「特例インドネシア人看護師候補者」に、「から(5)まで」を「から(4)まで」に改める。

第二の一の3の(1)を次のように改める。

(1)　研修内容は、各特例インドネシア人看護師候補者の特性に応じて、別表第一の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年度に実施される看護師国家試験の合格を目指すものとし、看護研修改善計画として、当該研修内容を実施するとともに、協定指針第二の一の4の(1)の看護研修計画に対する評価を踏まえた改善内容について明らかにしたものが作成されていること。

第二の一の3の(2)を削り、同(3)中「看護研修改善計画」を「(1)の看護研修改善計画」に改め、同(3)を同(2)とし、同(4)を同(3)とし、同(5)を同(4)とする。

第二の一の4中「1の(1)（同(2)から同(5)までにおいて準用する場合を含む。）」を「1の(1)」に改める。